





令和5年度宮崎市国民健康保険特別会計当初予算（案）と事業費納付金

資料4

1 令和5年度当初予算から見る国保特別会計

【歳出（支出）】
総額約418億円

【歳入（収入）】
総額約418億円

 <p>○保険給付費 294.6億円（70.5%）</p> <ul style="list-style-type: none"> 療養給付費（保険者負担7割分） 療養費 高額療養費 高額介護合算療養費 移送費 	 <p>○県支出金（普通交付金） 294.6億円（70.5%）</p>
○保険給付費（上記以外） 2.5億円（0.6%）	 <p>○保険税 73.1億円（17.5%）</p>
○その他（還付金等） 1.4億円（0.3%）	
 <p>○事業費納付金 109.6億円（26.2%）</p>	<p>○繰入金（基金繰入金） 2.9億円（0.7%）</p> <p>○繰入金（一般・後期） 39.9億円（9.5%）</p> <p>○県支出金（上記以外） 6.7億円（1.6%）</p> <p>○その他（諸収入等） 0.9億円（0.2%）</p>
○総務費 6.8億円（1.6%）	
○保健事業費 3.2億円（0.8%）	



ポイント①

被保険者の皆さんが医療にかかったときの保険者負担分の給付費や高額療養費等は、全て県から普通交付金として収入します。

このことから、保険者負担分の給付費等が多くなっても収入不足になって医療機関に支払いができなくなることはありません。



ポイント②

ポイント①により、県が保険給付費等を負担していること等から市町村は、県に事業費納付金を支払う必要があります。

事業費納付金は原則的に保険税を充てることとなっていますが、保険税収入で補えない分については、基金からの繰入金や法定上の一般会計からの繰入金等を充てています。

また、保健事業には普通交付金以外の県支出金を充てています。

2 事業費納付金について

左記のグラフのとおり、保険給付費は普通交付金でまかなわれているため、国保財政において実質的に大きな割合を占めているものは事業費納付金となります。

事業費納付金を大まかに説明します。

下表のとおり、県は各市町村の保険給付費等を負担しています。（表の右側）しかし、国等からの歳入だけではまかなうことができないため（表の左側）、その分を事業費納付金として市町村へ請求します（表の下段）。

そして、各市町村は事業費納付金を納付するために、被保険者（世帯主）から保険税を納付していただいています。

【宮崎県国保特会と事業費納付金について（単位：百万）】

歳入		歳出	
前期高齢者交付金	37,776	保険給付費	87,279
療養給付費負担金（国）	21,088	前期高齢者納付金等	26
普通調整交付金（国）	8,227	後期高齢者支援金等	15,917
県1号繰入金	5,272	介護納付金等	5,245
高額医療費負担金（国+県）	1,746	特別高額医療費共同事業拠出金	282
特別高額医療費共同事業交付金（県）	282		
特別高額医療費共同事業負担金（国）	58		
保険者努力支援制度（県）	461		
財政安定化基金 ※財政調整事業分	1,291		
合計	76,201	合計	108,749
①歳出－歳入		32,548	
事業費納付金（県全体）の総額 （①から各市町村減算分を控除）		32,095	



令和5年度の県内全体の事業費納付金は「約320億9,500万円」全体の金額に、各市町村の様々な要素、係数（医療費指数、所得係数等）等を用いて、県が事業費納付金の算定を行います。

【宮崎市が納付する事業費納付金】 109億6,162万246円

（内訳） 医療分 75億5,946万6,329円
後期分 25億3,581万3,940円
介護分 8億6,633万9,977円